

令和4年10月20日

所 属 長 様

町 長

令和5年度予算編成方針

本町の人口は、平成10年の15,046人（住民基本台帳人口）をピークに、その後は減少に転じ、令和2年の国勢調査では9,079人となった。その結果、令和4年4月1日付けで「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく、過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことから、法の趣旨に基づき、本町の持続的発展に取り組むこととする。

学校再編に始まり新庁舎の建設等に取り組んだ公共施設等再編整備については、ふれあいプラザの整備が完了したことによって、次のフェーズを迎える。今後は既存施設の長寿命化を図るとともに、用途廃止した施設を負の遺産とせず、地域に便益をもたらす財産として再構築を図るべく鋭意取り組むものとする。

申すまでもなく、全国的に人口減少、少子高齢社会に直面する現在においては、それぞれの自治体が持続可能なまちづくりに向けて英知を結集しなければならない。とりわけ本町は、令和3年度に「SDGs 未来都市」の選定を受けたことから、全国に先駆けて「SDGs」の達成と「地域創生」に戦略的に取り組む使命があると自負するものである。

本町の課題は多岐にわたるものであるが「7つの基本プロジェクト」に示すとおり重要かつ緊急を要する課題解決に向けて、持てる資源を最大限有効に配分することから、職員各位においては、本町の持続的発展に尽力いただきたい。

以上により、歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするために、徹底したワイズスペンディングを実行することによって、「歴史が賢明と判断する予算」となるよう令和5年度の予算編成事務にあたってもらいたい。

※ワイズスペンディング：政策効果が乏しい歳出を徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するものであり、歳出の内容を前向きに、不断に見直すこと。

【予算編成の基本的事項】

1. 令和5年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取り組み手法及び費用対効果等に留意をしつつ、効果的な予算の編成に努めること。
2. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行うことは厳に慎むこと。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上したところ、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙「令和5年度事業採択方針」のとおり判断を行っている。一覧表において、不採択と判断された事業は令和5年度当初予算への計上は行わないものとする。条件付採択については、備考欄に記載している事項を踏まえ予算の要求を行うものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をされたい。
4. 政策的施策及びその予算計上については別途個別示達する。
5. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、令和5年度予算に反映させること。
6. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。
 - ① 3.に示す「令和5年度事業採択方針」の事業以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し枠配分や裁量事業の再編・改廃により生ずる一般財源にて対応すること。
 - ② 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、事業費そのものの縮減に努めること。
 - ③ 人件費については、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意

しつつ、可能な限り総人件費の抑制に努めること。

- ④ 物件費については、抑制に努めつつ、真に必要な費目において計上すること。
 - ⑤ 維持補修費については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、各施設の適切な維持管理を行うための修繕費を要求すること。また具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
 - ⑥ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減並びに法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、特に過年度の当初予算と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう要求すること。
 - ⑦ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
 - ⑧ 各特別会計等への繰出金は、繰出基準を遵守すること。基準外繰出を要する場合は、精査の上、ヒアリング時に財政担当と協議すること。
 - ⑨ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。
7. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、令和5年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。